

平成26年第8回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成26年9月10日(水)午前11時00分～
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 竹中 英泰理事
4. 欠席者 : 藤尾 均理事
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 社本監査室長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 大石総務課長, 滝本企画広報評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、平成26年第7回役員会(平成26年7月9日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則の一部改正(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ① パートタイム労働法では短時間勤務職員とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことであり、現在の短時間勤務職員に適用される就業規則第26条では、「1週の所定労働時間は、30時間を超えない範囲内で各人毎に定める。」また同条第2項では「特に必要がある場合は、1週32時間以内とすることができる。」と定められ、1週32時間を超える労働契約はできないことになっていること。
- ② 看護部では、「急性期看護補助体制加算」の診療報酬を得るため、平成24年3月に1週30時間勤務の看護助手17名の増員が認められているが、採用募集に応じるものが少ないことや、収入が少ないことにより離職する者がおり、常に欠員状態で昨年の12月から今年の1月にかけて診療報酬に影響する恐れがあったこと。
- ③ 看護部から看護助手に関して1週35時間で勤務させたい旨の要望があり、1日7時間、1週35時間の勤務が可能となるように、現行の就業規則第26条第2項を「特に必要がある場合は、1週35時間以内とすることができる。」と改正することにより、採用が困難な看護助手の人材確保及び定着率の向上を図ることができること。

その後、審議の結果、平成26年10月1日から資料のとおり改正することが了承された。

報告事項

1 学長報告

(1) 平成25事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング結果について

平成26年7月25日(金)に文部科学省において、資料2のとおり、国立大

学法人評価委員会による「平成25事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング」があったこと。

次いで、久保事務局長から評価委員との質疑応答について、説明があった。

今後の予定としては、9月下旬以降に評価結果（案）の提示があり、それに対する意見申立ての手続きを経て、10月下旬までに評価結果の通知があること。

(2) 国立大学法人学長等会議の報告について

平成26年7月24日（木）に開催された、国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議において、資料のとおり下村文部科学大臣から「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」などについて説明があったこと。

次いで、久保事務局長から概要について説明があった。

本学としても、学長のリーダーシップの下、機能強化に向け改革に取り組んでいくこと。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大学との連携に関する協定締結の報告について

資料のとおり、平成26年6月23日（月）に連携協定を締結したこと。

全国552大学・短大が連携協定を締結したこと。

次回の開催予定

次回役員会は、平成26年10月8日（水）午前11時00分から開催すること。